＜放課後等デイサービス（放デイ）の利用申請について＞

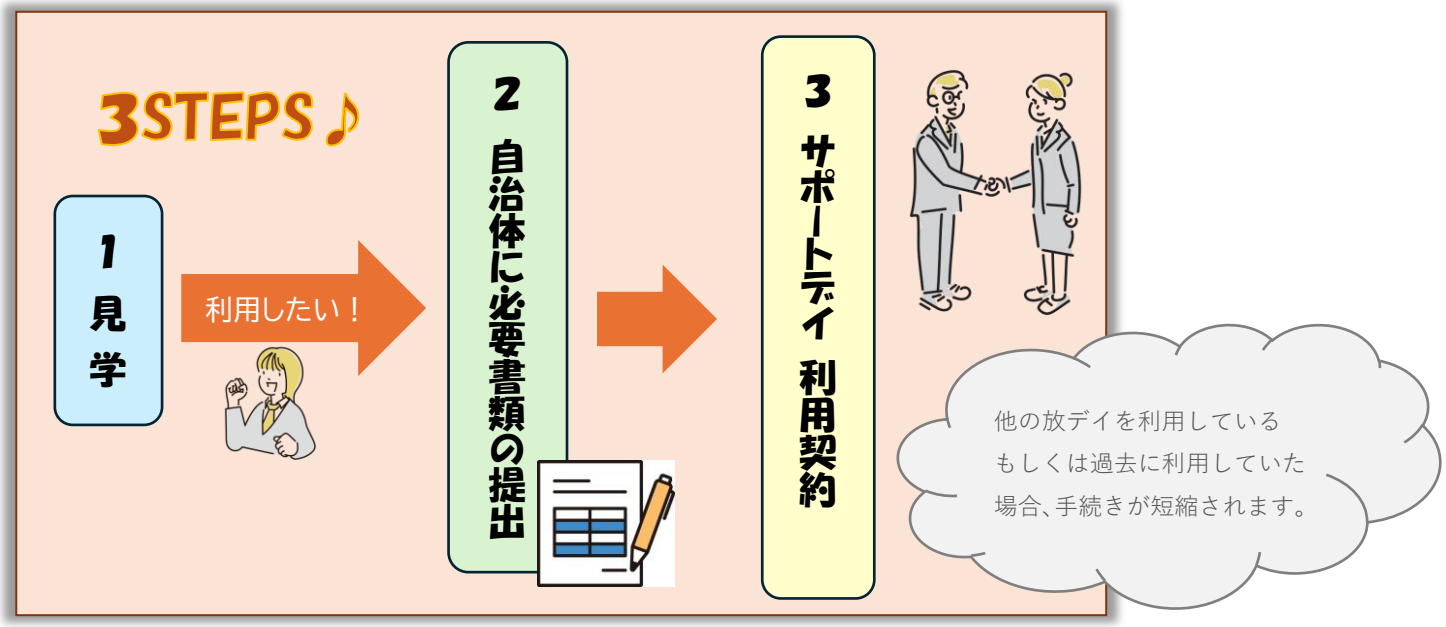

1 見学 利用に不安や迷いがある方は、一度お問い合わせの上、見学にお越しください！

2 お住まいの（住民票のある）自治体に必要書類の提出

保護者の方が準備する書類（例）	
① 申請書	・ 自治体の福祉サービス窓口でもらうことができます。自治体のホームページからダウンロードできることもあります。
② 支援が必要なことを証明する書類	・ 障害者手帳等を持っている場合は、手帳が証明となります。 ・ 手帳がなければ…多くの場合は、医療機関で発達検査を受けると、医師に意見書か診断書を書いてもらえます。 ※ その他の方法で支援の必要性を証明できることもあります。
③ サービス等利用計画	・ 放デイを利用する理由や目標を書く計画書です。 ・ 多くの場合は、相談支援事業所に記載を依頼しますが、保護者自身で書くこともあります。
④ 世帯の収入状況が確認できる書類	・ 前年度の収入によって、利用料の負担額が変わるため、提出が必要です。 **→利用料については次のページ**

これらの書類に問題がなければ、1か月くらいで、受給者証※が交付されます。

※ 受給者証は、福祉サービスを利用するために必要な証明書です。
利用料の一部または全部を公費で負担してもらうことができます。

3 サポートデイ利用契約

＜利用料について＞ （令和7年3月 11 日現在）

利用料は、国と自治体が9割、利用者は1割を負担するのが原則です。
しかし、厚生労働省が前年度の所得に応じて利用者負担の上限を定めているため、
どの自治体においても、この上限を超えることはありません。
この金額は上限（一番多く払う場合）なので、利用回数が少なければ、この金額よりも低くなります。

放デイは 30 分から利用できます。しかし、30 分だとできることが少ないため、1時間以上の利用をおすすめします。平日であれば、1時間半以上利用することで、それ以下の利用よりも多少は料金が高くなりますが、数百円の差です。

生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満 ・ 年収が概ね 920 万円以下）	4,600 円／月
上記以外	37,200 円／月

厚生労働省／障害者福祉：障害児の利用者負担（2025 年 3 月 11 日参照）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/hutan2.html

福岡市の場合・・・
非課税世帯は 0 円、それ以外の利用者負担の上限は 3,000 円／月 です。
その他、自治体によって異なることがあります。

福岡市／障がい福祉サービスの利用者負担軽減について（2025 年 3 月 11 日参照）
https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/shogaijishien/health/syogaij-sien/syougaifutankeigen.html